

5 監査第199号
令和5年9月5日

香川県知事 池田 豊人 殿

香川県監査委員 木下典幸
同 武田宏之
同 十河直
同 里石明敏

香川県内部統制評価報告書審査意見書

「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書について審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

1 審査の対象

「令和4年度 香川県内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

- (1) 知事による評価は、評価手続に沿って適切に実施されたか。
- (2) 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断は、適切に行われているか。

3 審査の実施内容

知事から提出された、「令和4年度香川県内部統制評価報告書について、「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

評価対象期間において、運用上の重大な不備が認められたため、速やかに発生要因を分析するとともに、再発防止の徹底を図られたい。